

令和7年11月28日開催

令和7年度
燕市農業委員会第8回総会議事録

燕市農業委員会

燕市農業委員会第8回総会 議事録

1. 開催日時 令和7年11月28日(金曜日)
午後1時30分～午後2時00分

2. 開催場所 燕市民交流センター 3階 多目的ホール

3. 出席委員(25名)

1番 小川 芳秀	11番 矢澤 実	21番 五十嵐 博子
3番 和田 正春	12番 荻原 一郎	22番 笹川 勇雄
4番 遠藤 忠夫	13番 藤田 浩介	23番 小杉 祥子
5番 瀬戸 一義	14番 長谷川 治仁	24番 三浦 哲郎
6番 阿部 恵作	15番 山浦 博	25番 澁木 誠治
7番 山田 直子	16番 志田 晃	26番 江口 保
8番 岩野 稔	17番 大矢 陽子	
9番 山崎 登美雄	18番 玉木 美奈子	
10番 江辺 耕一	19番 澤口 隆行	
	20番 土田 喜七	

4. 欠席委員

欠席 1名 2番 片桐 正敏
欠員 0名

5. 会議日程

- (1) 開会
- (2) 議事録署名委員の選任
- (3) 会長報告

報告第24号 農地法第18条第6項の規定による通知(合意解約)について

報告第25号 農地転用事実確認願について

報告第26号 農地の転用事実に関する照会について

報告第27号 地域計画変更(案)に関する意見について

報告第28号 農地法第4条の規定による許可を要しない転用(2a未満の転用)について

(4) 議事

- 議案第 30 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について
議案第 31 号 農地転用事業計画変更承認申請について
議案第 32 号 農地法第 4 条の規定による許可申請について
議案第 33 号 農地法第 5 条の規定による許可申請について
議案第 34 号 農地法第 18 条第 1 項の規定による許可申請について
議案第 35 号 農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について

(5) 閉会

6. 出席した事務局職員

局長 加藤 篤聡 次長 広瀬 美佳子 係長 小林 孝裕

7. 総会議長

和田 正春 （会長）

8. 議事録署名委員

9 番 山崎 登美雄 10 番 江辺 耕一

9. 会議の概要

以下のとおり

議 長	<p>本日の総会の委員の欠席は議席番号2番 片桐 正敏 委員であります。各委員は、総会に欠席する場合は、必ず事務局に報告くださるようお願い致します。</p> <p>なお、審議におきまして、発言をする場合には、必ず議長の許可を得てから議席番号を告げ、発言するようお願いいたします。議事が閉会した後の協議事項等においては議席番号を告げる必要はありませんので、ご了承願います。</p>
議 長	<p>総会は、現に在任する委員の過半数の出席により成立します。只今の出席委員は25名であります。よって、農業委員会等に関する法律第27条第3項の規定により、総会が成立している事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今より、燕市農業委員会第8回総会を開会致します。それでは、日程2の議事録署名委員の選任についてであります。議長の指名に一任願えますでしょうか。</p> <p style="text-align: center;">(異議なしの声)</p>
議 長	<p>それでは、議長として次の2名を指名致します。</p> <p>議席番号9番 山崎 登美雄 委員及び 議席番号10番 江辺 耕一 委員にお願いします。</p>
議 長	<p>次に、日程3の会長報告についてであります。会長報告第24号から第28号を事務局に一括して報告を求めます。</p>
事務局	<p>会長報告第24号「農地法第18条第6項の規定による通知（合意解約）について」であります。各種契約の一番目のみ読み上げさせていただきます。</p>
事務局	<p>初めに小作権の解約であります。</p> <p>受付番号69番 国上字居下の田、1筆、133㎡、耕作者の都合に伴う小作権の解約であります。</p> <p>小作権の解約は、2件、3筆、2,475㎡となります。</p>
事務局	<p>続きまして、利用権の解約であります。</p> <p>受付番号71番 高木字高木の田、計7筆、32,741㎡、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>利用権の解約は、29件、195筆、361,190㎡となります。</p>

事務局	<p>続きまして、農協転貸の解約であります。</p> <p>受付番号 100 番 灰方字番匠田の田、1 筆、991 m²、所有者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>農協転貸の解約は、7 件、14 筆、9,418 m²となります。</p>
事務局	<p>続きまして、中間管理事業の解約であります。</p> <p>受付番号 107 番 道金字女郎島の田、1 筆、740 m²、耕作者の都合に伴う利用権の解約であります。</p> <p>中間管理事業の解約は、9 件、21 筆、34,942 m²となります。</p>
事務局	<p>合意解約の総合計は、47 件、233 筆、408,025 m²となります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 25 号「農地転用事実確認願について」であります。</p> <p>受付番号 4 番 吉田鴻巣字七島の田、1 筆、91 m²、転用目的は農機具置場、現況地目は宅地、証明番号年月日は燕農委第 30 号、令和 7 年 10 月 16 日であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 26 号「農地の転用事実に関する照会について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号 14 番 蔵関字江西の田、計 3 筆、2,799 m²、現況地目は非農地、雑種地、転用許可等の有無は有り。平成 23 年 2 月 18 日、燕農委第 5141 号、農地法第 5 条、倉庫建築。農用地区域外であります。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 27 号、「地域計画変更（案）に関する意見について」であります。</p> <p>地域計画変更（案）について、農政課より意見聴取がありました。</p> <p>申請番号 31 番から 39 番の計 41 筆、23,228.72 m²について、燕市農業委員会事務局規程の事務局長専決により意見なしの旨、回答いたしましたので報告いたします。</p>
事務局	<p>続きまして、会長報告第 28 号、「農地法第 4 条の規定による許可を要しない転用（2a 未満の転用）の報告について」であります。</p> <p>受付番号 1 番 佐善字堤外の畑、1 筆、156 m²、転用目的は粃穀倉庫、農用地区域外であります。位置図・土地利用計画図は、議案資料 1 頁をご覧ください。</p>

	<p>穀倉が必要となったため、自宅の隣に建設したものです。説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の報告が終わりましたので、質問等を受けたいと思います。質問等ありましたらお願い致します。</p> <p>(質問なし)</p>
議 長	<p>ご質問が無いようですので、日程4の議事に入ります。</p>
議 長	<p>それでは、議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第30号「農地法第3条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号19番 杉名字杉名の田、1筆、826 m²、契約内容は売買、対価は10a当り〇円、位置図は議案資料の2頁をご覧ください。</p>
事務局	<p>受付番号20番 佐善字岡野、他の田畑、計6筆、11,412 m²、契約内容は賃借権、設定期間は令和17年11月30日までの10年、賃借料は10a当り〇円。</p>
事務局	<p>受付番号21番 下粟生津字上組、他の田、計3筆、4,029 m²、契約内容は賃借権、設定期間は令和17年11月30日までの10年、賃借料は10a当り〇円。</p> <p>受付番号21番から48番まで合計は28件、200筆、332,373.98 m²となります。</p> <p>以上、こちらの案件は、地域調和等、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件を満たしていると判断されます。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件については去る11月20日、第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>11月20日、午後1時30分より、市役所3階301会議室で、第1事前審査委員会、出席委員13名による審査を行いました。審査の結果、</p>

	「農地法第3条の規定による許可申請について」30件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。
議長	それでは、議案第31号「農地転用事業計画変更承認申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。
事務局	議案第31号「農地転用事業計画変更承認申請について」であります。
事務局	受付番号9番 杉柳字杉柳の田、計1筆、205㎡、当初計画では住宅を建設する予定でしたが、都合により断念し、承継者が敷地の拡張として利用するものです。位置図、土地利用計画図は議案資料の3頁をご覧ください。 説明は以上です。
議長	事務局の説明が終わりました。本件についても第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果「農地転用事業計画変更承認申請」1件、異議がなかった事を報告致します。
議長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告

	<p>のとおり「承認」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「承認」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは議案第 32 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 32 号「農地法第 4 条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号 6 番 井土巻字土手外の畑、計 1 筆、844 m²、転用目的は共同住宅 10 戸及び駐車場 16 台。令和 8 年 8 月 31 日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料 4 頁をご覧ください。</p> <p>共同住宅の需要が多いため、共同住宅 10 戸と駐車場 16 台を整備するものです。申請地は、工業地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第 1 事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果「農地法第 4 条の規定による許可申請」1 件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p>

議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。</p>
議 長	<p>それでは議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 33 号「農地法第 5 条の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号 34 番 杉柳字杉柳の田、1 筆、205 m²、転用目的は敷地の拡張。契約内容は売買、令和 8 年 1 月 19 日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料の 3 頁へお戻りください。</p> <p>現在申請地の隣地に居住しておりますが、敷地が狭く、当該地を購入し、住宅敷地として利用するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 35 番 小牧字脇畑の畑、1 筆、183 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和 8 年 5 月 31 日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料の 5 頁をご覧ください。</p> <p>現在実家に住んでおりますが、結婚を機に独立するため当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、農振白地の集落内の農地で宅地に連担し、周辺の農地への影響もないことから、第 3 種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 36 番 東太田字往来西の田、1 筆、524 m²、転用目的は駐車場 6 台。契約内容は売買、令和 8 年 4 月 30 日完工予定。位置図、土地利用計画図は議案資料の 6 頁をご覧ください。</p> <p>電気工事業を営んでおりますが、既存の駐車場が手狭となったため、当該地を購入し、駐車場として整備するものです。</p> <p>申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が</p>

事務局	<p>整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p> <p>受付番号 37 番 柚木字宮ノ北の田、1筆、236 m²、転用目的は住宅。契約内容は売買、令和8年4月30日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料7頁をご覧ください。</p> <p>現在市外に住んでおりますが、小学校や商業施設が近く、利便性の高い当該地を購入し、住宅を建設するものです。申請地は、第一種住居地域に指定された用途地域内の農地であることから、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、第3種農地であると判断されるところであります。</p>
事務局	<p>受付番号 38 番 笈ヶ島字興野前の田畑、計7筆、9,936 m²、転用目的は工場。契約内容は売買、令和8年12月20日完工予定。位置図・土地利用計画図は、議案資料8頁をご覧ください。</p> <p>集塵装置機械器具等の設計開発製造販売業を営んでおりますが、受注も増加し既存の工場も手狭となったため、隣接している当該地を購入し、工場を建設するものです。申請地は、準工業地域に指定された用途地域内の農地と令和7年3月31日付けで農業振興地域整備計画の除外がされた農地であり、農業上の土地利用との調整が整っていると考えられ、許可相当であると判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果「農地法第5条の規定による許可申請」5件、異議がなかった事を報告致します。</p>
議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>

議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可」とする事に決しました。なお、只今異議なしとした農地法第5条の許可について、転用面積が3,000 m²を超える案件については、許可相当として県常設審議委員会へ諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に、議案第34号「農地法第18条1項の規定による許可申請について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第34号「農地法第18条1項の規定による許可申請について」であります。</p>
事務局	<p>受付番号1番 米納津字砂田の田、1筆、251 m²、売買のため、賃貸借権の解除を許可申請するものです。</p> <p>申請者は、父から平成27年に当該土地を相続し、今回地域の農家へ農地を売却するため、賃借人と合意解約の協議を試みようとしましたが、賃借人の住所が不明であり、合意解約が難しいため、本申請に及んだものであります。</p> <p>賃貸借契約書もなく、賃貸人は相続してから一度も賃料を受け取っていないため、貸借権を解約したとしても賃借人への影響は少ないものと考えられ、貸借権の解除はやむを得ないと判断されるところであります。</p> <p>説明は以上です。</p>
議 長	<p>事務局の説明が終わりました。本件についても第1事前審査委員会が開催されていますので、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。</p>
三浦委員長	<p>審査の結果、「農地法第18条1項の規定による許可申請」1件、異議がなかった事を報告致します。</p>

議 長	<p>只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり「許可相当」とする事で、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり「許可相当」とする事に決しました。なお、只今異議なしとした農地法第 18 条第 1 項の申請について、県常設審議委員会へ諮問のあと、許可と致します。</p>
議 長	<p>次に、議案第 35 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」を議題と致します。事務局に説明を求めます。</p>
事務局	<p>議案第 35 号「農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画（案）に関する意見について」であります。</p>
事務局	<p>売買の促進計画になります。</p> <p>番号 1 番に始まり、番号 6 番まで 1 件、6 筆、6,130 m²、1 筆ごとの 10a 当りの対価については記載のとおりです。</p>
事務局	<p>貸借設定の 10 年の促進計画であります。</p> <p>番号 1 番に始まり、番号 23 番まで計 6 件、23 筆、44,948 m²、設定期間は令和 17 年 12 月 31 日までの 10 年になります。</p>
事務局	<p>5 年の促進計画であります。</p> <p>番号 24 番に始まり、番号 68 番まで 7 件、45 筆、74,123.64 m²、設定期間は令和 12 年 12 月 31 日までの 5 年になります。</p>
事務局	<p>3 年の促進計画であります。</p> <p>番号 69 番に始まり、番号 92 番まで 2 件、24 筆、48,707 m²、設定期間は令和 11 年 3 月 31 日と令和 10 年 12 月 5 日までの 3 年になります。</p>
事務局	<p>なお、関係委員の案件として、番号 30 番から 37 番に山浦委員の案</p>

	件があります。説明は以上です。
議 長	事務局の説明が終わりました。本件についても第1事前審査委員会が開催されていますので、関係委員の案件である番号30番から37番を除いて、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、農地中間管理事業に伴う農用地利用集積等促進計画について、関係委員の案件8筆を除く、90筆について、意見は特になかった事を報告致します。
議 長	只今、三浦委員長より審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の関係委員の8筆を除く90筆について、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)
議 長	異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり、農用地利用集積等促進計画の関係委員の案件8件を除く90筆について、意見は「特になし」とする事に決しました。
議 長	それでは、関係委員である、議席番号15番 山浦 博委員は退室願います。 (関係委員 退室 午後1時57分)
議 長	関係委員の案件である8筆について、三浦委員長より審査結果内容の報告をお願い致します。
三浦委員長	審査の結果、関係委員の案件である8筆について、意見は特になかったことを報告致します。
議 長	只今、三浦委員長より、審査結果内容の報告がありました。これより審議をお願い致します。 (質疑なし)
議 長	無いようですので、お諮り致します。本件については、委員長報告

	<p>のとおり、意見は「特になし」とする事で、ご異議ありませんか。 (異議なしの声)</p> <p>議 長 異議なしと認めます。よって、本件については、委員長報告のとおり意見は「特になし」とする事に決しました。 関係委員は、入室願います。 (関係委員 入室・着席 午後1時59分)</p> <p>議 長 退席された委員に報告します。関係委員の案件につきましては、意見は「特になし」とする事に決しました。ご協力ありがとうございました。</p> <p>議 長 以上をもちまして、本日の議事日程は、全て終了致しました。なお、議案第35号の案件につきましては、県の公告により効力が発生する事になります。 これにて、燕市農業委員会8回総会を閉会致します。 (終了時刻 午後2時00分)</p>
--	--

本議事録は、燕市農業委員会会議規則第14条の規定によりこれを作成し、この次第に相違ないことを証するため、ここに署名する。

令和 年 月 日

総 会 議 長

議事録署名委員

議事録署名委員
